



国民健康保険料の保険料率が決まりました

◎国民健康保険料の算定方法と令和元年度の保険料率

1年間の保険料 = 医療分 + 後期高齢者支援分 + 介護分※

	医療分	後期高齢者支援分	介護分※
所得割	8.5%	2.5%	2.0%
均等割	24,000 円	6,900 円	6,300 円
平等割	21,900 円	6,300 円	4,200 円
賦課限度額	610,000 円	190,000 円	160,000 円

※介護分は、世帯内の被保険者の中に 40 歳から 64 歳までの人がいない場合はかかりません。

- 所得割…前年の所得から 330,000 円を引いた額に表中の料率をかけて算出した額
- 均等割…被保険者 1 人につき負担してもらう額 ● 平等割…1 世帯につき負担してもらう額

◎保険料軽減制度

前年の所得が表中の基準以下の場合、所得に応じて均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	所得基準
7 割軽減	世帯主と被保険者の総所得が 330,000 円以下
5 割軽減	世帯主と被保険者の総所得が 330,000 円 + (280,000 円 × 被保険者数) 以下
2 割軽減	世帯主と被保険者の総所得が 330,000 円 + (510,000 円 × 被保険者数) 以下

■失業等により保険料の納付が困難な人はご相談ください

国民健康保険料は、前年の所得等をもとに算定されます。失業等により収入が減少し、保険料の納付が困難な場合は、届出により保険料を軽減する制度があります。軽減の対象となるには、いくつかの要件があります。詳しくはお問い合わせください。

■保険証の記載内容に変更があった場合は届出を！

職場の健康保険に加入した、家族の健康保険の被扶養者になった、住所・氏名・世帯主が変わったなど変更があった場合は、異動日から 14 日以内に届け出てください。届出に必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。

■コンビニでも納付できます

利用できる店舗は、納付書の裏面に記載しています。手数料は無料です。なお、次のような納付書はコンビニでは使用できません。

- 金額を訂正したもの ● 金額が 300,000 円を超えるもの
- 納期限を過ぎたもの ● 破損、汚損等でバーコードが読み取れないもの

＼素敵な商品が当たる「口座振替キャンペーン」実施中！／

新規で口座振替の申し込みをすると、抽選で素敵な商品が当たるキャンペーンを実施しています。ぜひこの機会に便利な口座振替をご利用ください。詳しくはチラシまたは市ホームページをご覧ください。



■山陽小野田名産品(抽選で 20 人)、エコバッグ(申込者全員)をプレゼント！

- キャンペーン期間：7 月 31 日(水)まで
- 申込方法：取扱金融機関窓口で口座振替依頼書に記入し提出（市役所では申込不可）
- 持参するもの：通帳、印判

◎問い合わせ先 国保年金課 (082) 1179